

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

×

5月1日発行
Vol.644

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

4/28



南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

相馬野馬追振興春季競馬大会

相馬野馬追まで1カ月を切った4月28日、原町区の雲雀ヶ原祭場地で相馬野馬追振興春季競馬大会が開催されました。

ジョッキー姿の騎手が、来場者の大きな声援を受けながら白熱したレースを繰り広げました。



目次

●「みなみそうまトピックス」から

・相馬野馬追振興春季競馬大会 ----- 1

●被災自治体News

浪江町 ----- 2

双葉町 ----- 5

●東京電力ホールディングス

・中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の対応状況 ----- 16



浪江町からのお知らせ

昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を支援します

4月26日HP更新

浪江町木造住宅耐震化支援事業

浪江町では、東日本大震災の教訓を踏まえ、安心・安全なまちづくりに向け、昭和56年以前に建築された耐震性が低い可能性がある木造住宅の耐震化(耐震診断・耐震改修工事)を支援しています。

▶ 浪江町木造住宅耐震化支援事業[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16301.pdf>



【まずは耐震診断！】木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年以前に建築された木造住宅について、地震に対する耐震性がどの程度あるのかを専門家が診断し、耐震性が不足している部分の補強計画を作成します。

▶ 浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18608.pdf>



▶ 木造住宅耐震診断者派遣事業の流れ[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12207.pdf>



■対象木造住宅

次のすべての要件を満たす木造住宅

- (1) 町内にある戸建て住宅 ※帰還困難区域を除く
- (2) 所有者自身が居住する住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- (4) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法などによる3階建て以下の住宅
- (5) 過去に、この事業または町による木造住宅耐震診断を受けていない住宅
- (6) 所有者に町税等の滞納がない住宅

※ 現在居住していないが、改修後に居住することが明らかな住宅を含む。

※ 併用住宅の場合は、住宅部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。

■耐震診断費用

耐震診断者の派遣に係る費用は浪江町が負担します。

※ 派遣費用とは別に、1診断につき6,000円の自己負担があります。

次ページへ続きます

■申込期間

11月29日(金)

※ 申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても受け付けを終了する場合があります。

■申込方法

次の書類を揃え、窓口または郵送にてお申し込みください。

- (1) 浪江町木造住宅耐震診断者派遣申込書(様式第1号) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16297.pdf>



- (2) 住民票の写し
(3) 町税等の未納がないことの証明書
(4) 対象住宅の付近見取り図
(5) 対象住宅の建築確認通知書の写しおよび概略平面図

【住宅の補強を決断したら】木造住宅耐震改修支援事業補助金

木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断された住宅の耐震性を高めるための耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

- ▶ 浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16300.pdf>



- ▶ 木造住宅耐震改修支援事業補助金の流れ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12208.pdf>



■対象住宅

次のすべての要件を満たす木造住宅

- (1) 耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅
(2) 補助金の交付決定年度内に、耐震化工事が完了する住宅
(3) 建築基準法令の規定に違反していない住宅
(4) 過去にこの補助金の交付を受けていない住宅
(5) 所有者に町税等の滞納がない住宅

■補助金額

補助の対象となる耐震化工事と補助金額は次のとおりです。

- ※ 令和7年3月31日までに完了する耐震化工事が対象です。
※ 耐震化工事に直接関係のない内外装工事等は対象外です。

次ページへ続きます 

【対象となる耐震化工事と補助金額】

工事名	補助金額
一般耐震改修工事 (上部構造評点を1.0以上に補強または改修する工事)	耐震改修工事費用の80%以内 (上限100万円)
簡易耐震改修工事 (上部構造評点を0.7以上1.0未満に補強または改修する工事)	耐震改修工事費用の80%以内 (上限60万円)
部分耐震改修工事 (居間や寝室など滞在時間の長い居室の補強または改修 工事で 福島県が定める技術基準※ に適合させる工事)	耐震改修工事費用の80%以内 (上限100万円)
現地建替工事 ※避難路沿道等にある住宅に限る。	耐震改修工事費用相当額の80%以内 (上限100万円)

※ 福島県が定める技術基準[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10601.pdf>


※ 上部構造評点とは・・・保有耐力(住宅の耐力)／必要耐力(地震に耐えるのに必要な耐力)

上部構造評点	判定(大地震での倒壊の可能性)
1.50 以上	倒壊しない
1.0 以上 1.50 未満	一応倒壊しない
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性あり
0.7 未満	倒壊する可能性高い

■申請期間

11月29日(金)

※ 申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても受け付けを終了する場合があります。

■申請方法

工事請負契約締結前に、次の書類を揃え、窓口または郵送にて申請してください。

- (1) 浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号)[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16298.pdf>


- (2) 住民票の写し
(3) 町税等の未納がないことの証明書

次ページへ続きます

- (4) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (5) 住宅の所有を証する書類
- (6) 耐震改修工事に係る見積書の写し(全体工事費および対象工事費の分かるもの)
- (7) 対象住宅の付近見取り図、配置図、平面図(現況および補強後)、基礎伏図および耐震補強詳細図
- (8) 対象住宅の工事着手前の写真
- (9) 耐震改修後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名・押印のあるもの)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232



双葉町からのお知らせ

駅西住宅入居者募集(令和6年8月入居)のお知らせ

5月1日HP更新



双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備を進めています。

次の住宅の募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

募集する住宅

■南エリア①(戸建)

種別	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
災害公営住宅	戸建1LDK	3	4-2、4-3、6-2	すべて不可

次ページへ続きます

■南エリア②(タウンハウス)

種別	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
災害公営住宅	タウンハウス1DK	2	E-3、E-4	全て不可
再生賃貸住宅	タウンハウス3DK	13	E-5、E-6、E-7、E-8、E-11、 F-1、F-2、F-5、F-6、F-8、 F-9、F-12、F-13	

※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせを確認してください。

▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15224/202406-oshirase.pdf>



申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、郵送、持参、メールで総務課まで提出してください。

▶ 駅西住宅申込書 [Word]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15224/01moshikomisyo_pet.docx



▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15224/kinyurei_060501.pdf



申込期限

5月31日(金)

※郵送の場合は、期限日までに必着。

持参およびメールの場合は、期限日の午後5時15分まで。

抽選について

申し込みが競合した場合は抽選となります。

抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。

抽選会後に空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

町内防犯・防災パトロールの実施について(令和6年度)

4月12日HP更新

町内の治安の維持および犯罪被害などを未然に防止するとともに、気象警報等発令時の災害発生に備え、町内の被害状況把握や住民避難の一時対応等を行うことを目的に、防犯・防災パトロールを実施します。

対象区域

双葉町内全域(帰還困難区域も含む)

実施期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
(24時間体制で実施)

パトロール方法

巡回車両による24時間巡回パトロールの実施

- 不審者、不審車両、不審物、路線および河川異常の確認
- 災害時による被害状況の確認および被害の拡大防止
- 住民および町内滞在者の安全確保 など

実施事業者

株式会社コクサイビルシステム
〒970-8032 いわき市平字下荒川字鶴ヶ町60番地2
緊急連絡先 0240-23-7830

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

被災家屋等の解体申請受付窓口の設置について(環境省からのお知らせ)

5月1日HP更新

環境省では、双葉町における特定帰還居住区域(鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部)の東日本大震災および長期避難に伴い荒廃した家屋等の解体を行っています。解体を希望される方は、申請をお願いします。

解体申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合がありますので、ご関心がある方は、解体申請受付窓口にお早めにご相談ください。

1 受付窓口の場所・受付時間

- 場所 いわき市東田町2丁目19-3 トークビル1-A号棟(双葉町役場いわき支所の隣)
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日、年末年始を除く)
- 電話番号 **0120-773-275**(フリーダイヤル)

2 申請受付対応者

株式会社 高島テクノロジーセンター(環境省業務受託会社)

3 被災家屋等の解体申請の対象

次の要件をすべて満たす被災家屋等が解体申請の対象となります。

- 1) 特定帰還居住区域(鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部)に位置する家屋等

参考:「特定帰還居住区域再生計画が認定されました」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10629.htm>



旧避難指示解除準備区域の解体申請は令和3年3月31日、旧特定復興再生拠点区域の解体申請は令和5年8月31日をもって締め切りました。

- 2) 東日本大震災で被災した居宅、付属建屋(倉庫、物置など)、事務所、店舗(以下「家屋等」という。)であること

※ 事務所、店舗については中小企業基本法第2条に定める中小企業の所有するものに限りします。

- 3) 住家(母屋)については、双葉町役場で交付する建物に関する「り災証明書」で、「り災」の程度が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に判定されていること

※ り災証明書の申請については、双葉町戸籍税務課(**0246-84-5200**)までお問い合わせください。

次ページへ続きます 

参考：「東日本大震災による家屋の被害認定調査とり災証明書の発行を
行っております」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/6250.htm>



4 解体申請の際に事前に準備いただく書類等

- 1) 身分証明書の写し… 運転免許証等、顔写真入りのもの。顔写真入りのものがない場合は健康保険証と年金手帳など、複数の公的証明書をお持ちください。
- 2) 固定資産課税台帳記載事項証明書の写し(または、申請を行う家屋に関する名寄帳)
- 3) 印鑑(認印をお持ちください)
- 4) 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
- 5) 建物に対する「り災証明書」の写し

5 注意点

- 1) 原則、対象となる家屋等の所有者(東日本大震災時の所有者)が申請するようお願いします。
- 2) 代理人による申請の場合は、家屋等の所有者との関係を確認させていただきます。
- 3) 除染を実施した家屋等は原則、解体申請の対象になりません。
- 4) 解体希望の家屋等の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- 5) 家屋等が相続されていない場合、家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権が設定されている場合、賃貸住宅の場合等、解体申請を行うときに、他の権利者の同意が必要になる場合があります。建物の権利の関係で解体申請を悩まれている方も解体申請受付窓口にご相談ください。

詳細は、

▶ 特定帰還居住区域の被災家屋等の解体申請に関するお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14951/240423.pdf>



【問い合わせ先】

高島テクノロジーセンター(環境省業務受託会社)

 **0120-773-275**

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日および年末年始はお休みさせていただきます。

令和7年度 双葉町職員採用候補者試験 受験案内

4月26日HP更新

令和7年度 双葉町職員採用候補者試験 受験案内

(令和7年4月1日採用予定)SPI方式

受付期間 5月1日(水)～6月7日(金)

- 書類審査の合格者は、民間企業の採用試験で広く採用されている「SPI3」を使用した筆記試験を受験します。
- SPI3試験は、リクルートが運営する全国のテストセンターで受験が可能です。
- 公務員試験の勉強をしていない方でも、受験いただきやすい試験です。
- **受験の受け付けには、リクナビ2025への会員登録が必要になります。**

▶ リクナビ双葉町ページ会員登録

<https://job.rikunabi.com/2025/company/r566262013/>

1 試験職種と採用予定人員

職種	行政職	土木職 農業土木職	保健師
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

2 受験資格

行政職 (大卒程度採用試験)	平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
土木職 農業土木職	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者であって、大学、短期大学、高等専門学校または大学院で、土木または農業土木に関する専門課程を修めて卒業または修了した者(令和7年3月31日までに卒業する見込みの者を含む)
保健師	平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者であって、保健師資格免許所有者または令和7年4月までに取得見込みの者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

次ページへ続きます 

- ③ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法および内容(予定)

(1) 第1次試験

試験の方法	試験内容
・書類審査 ・SPI3-U	○リクナビOpenES「エントリー兼履歴書」による書類審査 ○SPI3-U 基礎能力検査(言語・非言語)、性格検査 ＜受験の流れ＞ ①リクナビサイト上でテストセンターの予約を行う。 ②自宅等で性格適性検査を受験する。 ③テストセンターで基礎能力検査を受験する。

(2) 第2次試験

試験の方法	試験内容
・集団討論 (オンライン)	集団内における個人の適応性や社会性を評価する試験

(3) 第3次試験

試験の方法	試験内容
・論文 ・個別面接	公務員としての資質等、職員として求める人物を評価する試験

4 試験の期日および場所

区分	試験日時	場所	合格発表
第1次試験	SPI-U 令和6年6月14日から 令和6年6月30日まで	リクルートが運営する全国のテストセンター	7月中旬頃
第2次試験	日時・場所など詳細は、第1次試験合格者に通知します。		8月中旬頃
第3次試験	日時・場所など詳細は、第2次試験合格者に通知します。		9月中旬頃

※ 各試験の結果は、リクナビ2025サイト内で通知または「エントリーシート兼履歴書」に記載の電子メールアドレスへ送信します。

5 合格者の採用

合格者は採用候補者名簿に記載され、令和7年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。(この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です。)

例えば、令和7年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和7年9月30日までの期間は条件付職員として、役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。

したがって、正式採用は、令和7年10月1日以後になります。

また、この条件付採用職員の期間に役場職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

注意 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

6 受験手続

- ① 「リクナビ2025」へ会員登録をする。
- ② 「リクナビ2025」から「双葉町」で検索し、双葉町役場のページから「プレエントリー」をする。
- ③ プレエントリーいただいた方に対して「エントリーシート兼履歴書」の登録依頼メッセージをリクナビ上で送信しますので、登録期限までに登録してください。

7 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で請求できます。(SPI3のみの得点は、利用規約に基づき、結果の開示はできません。)

ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へお越しください。

なお、請求できる時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日、祝日を除く)で、期間は合格発表の日から起算して1カ月以内となっています。

【問い合わせ先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4

双葉町役場 総務課行政係

TEL 0240-33-0124

双葉町HP「町長の活動状況」から

公明党東日本大震災復興加速化本部と4町の意見交換

4月7日

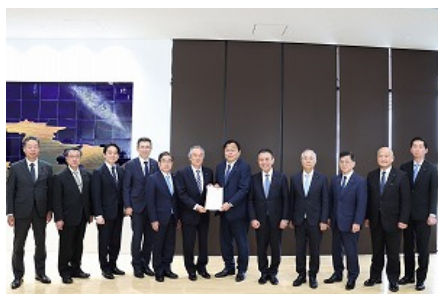
4月7日、双葉町産業交流センターにおいて、公明党東日本大震災復興加速化本部と特定帰還居住区域を抱える双葉郡4町（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）の意見交換が開催されました。

伊澤町長は、赤羽一嘉本部長に対し、

1. 「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定と除染着手による町民の帰還の実現
2. 町民の実態に応じた生活支援の継続

について要望書を手渡すとともに、町民の帰還促進に向けて直面する課題等を説明しました。

終了後、伊澤町長の案内で、昨年12月から先行除染を開始した下長塚地区の視察が行われました。



町立小・中学校合同入学式

4月8日

4月8日、いわき市の町立学校体育館において令和6年度双葉町立小学校、中学校合同入学式が挙行され、南小学校に1人、北小学校に3人と中学校に5人の新入生を迎えました。

伊澤町長は、「これまでの幼稚園や小学校生活との違いにとまどうことがあるかもしれませんが、自ら考え、判断し、協力し合いながら、双葉町立学校の一員として立派に成長していくことを心より願っています」と祝辞を述べました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

交通安全グッズの贈呈式

4月8日

入学式終了後、町立学校において双葉警察署浪江分庁舎と浪江地区交通安全協会などの浪江地区交通3団体から、ランドセルカバーや人気キャラクターの反射材などの交通安全グッズを町立学校の児童、幼稚園児へと寄贈いただきました。

伊澤町長は「交通事故等にあわないように注意して、明日から元気に町立学校に通学してください」と、新1年生児童一人一人にグッズを手渡しました。



商業環境整備締結式

4月9日

4月9日、双葉町役場において、双葉駅東地区商業施設に出店を予定しているイオン東北株式会社様と商業環境整備に関する覚書締結式が行われ、伊澤町長と辻雅信イオン東北株式会社社長が覚書を取り交わしました。

伊澤町長は「今回の出店は、東日本大震災以来、スーパーマーケットが再び町内に立地することを意味します。生活に必要な品物を店舗で購入することが可能となり、町内に居住する皆さまの買い物環境が大きく改善することに加え、町民の帰還促進や新たな移住定住を促す一助となることを期待しています」とあいさつしました。

今後、令和7年度中のオープンを目指して整備を進めてまいります。



双葉町HP「町長の活動状況」から

フランス全国原子力地方情報委員会連合 (ANCCLI) 意見交換、町内視察

4月10日

4月10日、フランス全国原子力地方情報委員会連合 (ANCCLI) のジャン・クロード・ドゥラロンド委員長をはじめ、フランス国内の市町村長や地方議会議員による視察団23人が双葉町を訪問され、役場大会議室で昼食を兼ねて町から復興状況を説明し、伊澤町長と意見交換を行いました。

その後、駅西住宅と町産業交流センターの視察が行われ、伊澤町長は視察団の皆さまからの質問に一つ一つ回答するとともに、町の現状について説明しました。



環境省職員研修

4月12日

4月12日、大熊町のLinkる大熊において、環境省に着任した新入職員約330人に対し、伊澤町長から「東日本大震災・原発事故と双葉町の復興状況について」と題して講話と新入職員を激励するメッセージを伝えました。

終了後、聴講者から福島復興・再生を担う責任の重大さを改めて自覚した等の感想が寄せられました。



中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償の対応状況

4月26日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室

<追加賠償の対象者:約148万人>

①追加賠償のご請求書発送・ウェブ請求受付状況 4月24日現在 ()内は3月25日現在

	累計	
ご請求書発送・ウェブ請求受付	約134万人 ※1	(約132万人)
(内訳) ご請求書発送	約114万人	(約113万人)
ウェブ請求受付	約20万人	(約19万人)

※1: 四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

②追加賠償のご請求・お支払い実績 4月24日現在 ()内は3月25日現在

	累計	
ご請求受付人数	約125万人 (約122万人) ※2	
お支払い完了人数※3	約121万人 (約116万人)	

※2: ウェブ請求の方、約19万人を含む。

※3: お支払い予定の方を含む。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.5.1現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511